

# 韓国保険契約法の現況および発展方向

金 恩 京

Prof. Dr. School of Law, Hankuk University of Foreign Studies

## I はじめに

韓国では23年ぶりに 保険契約法が改正された。実際の改正過程においては、多くの議論が、激しくなされたが、激論の末、残念ながら議論した内容を全部盛り込むことができなかった。

今回の改正における改正提案の理由としては、保険契約の善意性原則を背景に、保険の健全性を確保するための基本的行為規範を設けるとともに、法規定の不備の場合、裁判の援用規範として機能できるようにし、殊に善良な保険契約者を手厚く保護するための保険者の保険契約者に対する義務履行が、挙げられている。また、保険関連請求権の消滅時効を延長し、保険代理商等の権限規定を新設することにより、近時、その変化が加速している保険販売市場の激変に対する現実的な権限配分も定めているし、その他にも、社会的弱者に該当する精神障害者に対する生命保険の加入許容と、保険事故に責任のある保険契約者や被保険者の家族に対する保険代位を禁止することにより、遺族を保護するなど、人道的な意味を付与しているのである。

しかし、すでに世界的に確定している告知義務の手動化（答弁義務化）を、今回の改正に盛り込まなかったことと、保険業法に散在している契約的な要素などを分離して、契約法のところに盛り込むとする問題は、依然として多くの議論を呼び起こすであろう。他方、保険詐欺問題の立法化を目指す側からは、今回の改正において、この問題を、取り上げられなかったことに対する不満の声が大きいの。しかし、これは、単純に契約法の問題だけではなく、刑法上の詐欺罪との関係において、何を保険詐欺として限定しうるか、またどのような方式で、公・私法上の詐欺を法的正義に適合するように、法に盛り込まれるのか、に対する甲論乙駁で、実際、この問題に対する合意は、必ずしも容易ではない大問題である。

本稿は、このような問題はさしあたり置いて、今回、改正した内容の持つ保険契約法上の意味を確認することにしたい。

以下においては、改正した内容を中心に紹介しながら、それに対する簡単な評価を加えることにする。

## II 保険契約法の地位

### 1. 保険契約法の背景

韓国における保険関連基本法には、商法第4編保険契約法と保険業法とがある。保険契約法は、1962年1月20日 法律第1000号で制定され、1962年（同法第655条）と1991年の、二回にわたって改正が行われて以来、2014年2月20日日付で商法保険編改正案が、国会を通過するまで、長い間、改正さ

れていなかったのである。通過した同改正案は、2014年3月11日日付で公布され、2015年3月12日から施行される予定である。

今回の改正までには険しい道程があった。すなわち、幾つもの法律案が、法案審査委員会に提出され、その都度合意には至らないでいたが、2013年2月5日に、政府が提出した〈商法一部改正法律案〉が、第316回国会第3次法制司法委員会に上程され、提案説明と専門委員検討報告を聞き、代替討論を経て、法案審査第1小委員会が設けた代案を委員会案として提案し、やっと議決するに至ったものである。その間、幾度も保険契約法の改正が企てられたが、保険業界と保険契約者との法的利害関係を均衡的に考慮し難い側面があったため、時代的な改正の要請を実現することができなかったのである。

今回の改正は、その争点が比較的少なく、合意を得やすいものに限定してなされた面があることを否めない。今までずっと議論してきたにもかかわらず、社会的合意を得るにいたらなかったため、必ず反映させなければならなかったものを反映させなかったのは、残念なことである。

## 2. 最近の改正の内容

21世紀に入ってから保険契約法の改正の方向は保険消費者の保護にある。これは保険分野において、国際的に同様の傾向にあるとみることができる。韓国においても、基本的にこのような趣旨で、保険契約法の改正方向が議論の対象となったと思われる。23年ぶりの改正であったが、実際議論の中心をなした主要事項は合意を得ることができず、改正の対象にはならなかったのである。

商法保険編 特別委員会が発足され、改正案として取り上げた主要なテーマは次のとおりである。

- ① 告知義務制度の改善
- ② 告知義務の手動化（答弁義務化）
- ③ 保険者の情報提供義務
- ④ 生命保険介入権
- ⑤ 重過失比例保障
- ⑥ 責任保険における賠償請求通知義務違反の効果
- ⑦ 保険契約者の撤回権
- ⑧ 実損保障的な傷害保険における重複保険
- ⑨ 他人の死亡保険における保険者の書面同意
- ⑩ 被保険者の同意方式の多様化
- ⑪ 保険料支払に対する制裁効果

上記のテーマのうち、①と⑤は、追加的な議論を要する長期課題へ転換され、④と⑩は、改正の対象から除外された。その他のテーマについては、委員間の完全な合意を得ることができないでいる間に、政府によって、その以前に議論を経ておおよその合意を得ていた非争点法案が改正案として提出され、今回の改正に至ったのである。

今回、改正された内容は、次のとおりである。

- ① 保険者の説明義務明示及び説明義務違反時の契約の取消権行使期間の延長（第638条の3）
- ② 保険代理商等の権限規定（第646条の2 新設）
- ③ 消滅時効期間の延長（第662条）
- ④ 家族に対する保険代位禁止規定（第682条第2項 新設）
- ⑤ 責任保険の被保険者による賠償請求事実通知義務違反により増加された損害に対する免責規定（第722条第2項 新設）
- ⑥ 保証保険規定（第726条の5から第726条の7 新設）
- ⑦ 保険金の分割支払規定（第727条第2項 新設）
- ⑧ 生命保険者の責任規定の整備（第730条）
- ⑨ 養老保険規定の削除（735条）
- ⑩ 心神耗弱者に対する生命保険の加入許容（第732条但書 新設）
- ⑪ 生命保険における保険者の免責事由の具体化（第732条の2第2項 新設）
- ⑫ 年金保険規定の削除（第735条の2）
- ⑬ 団体保険における被保険者の書面同意規定（第735条の3第3項 新設）
- ⑭ 疾病保険規定（第739条の2及び第739条の3 新設）

その他、保険編の共済またはその他の契約への準用規定の改正（第664条）や文言を修正する形（第638条、第655条及び第726条等）での改正が行われた。

### III 改正の内容

#### 1. 内容の改正

##### 1) 保険者の説明義務明示及び説明義務違反時の契約の取消権行使期間の延長（第638条の3）

現行法	改正法
第638条の3（保険約款の交付・明示義務） ① 保険者は、保険契約を締結する際には、保険契約者に保険約款を交付し、その約款の重要内容を <u>知らせなければならない</u> 。 ② 保険者が前項の規定に違反したときには、保険契約者は、保険契約が成立した日から <u>1月以内に</u> 、その契約を取り消すことができる。	第638条の3（保険約款の交付・説明義務） ① 保険者は、保険契約を締結する際には、保険契約者に保険約款を交付し、その約款の重要内容を <u>説明しなければならない</u> 。 ② 保険者が前項の規定に違反した場合には、保険契約者は、保険契約が成立した日から <u>3月以内に</u> 、その契約を取り消すことができる。

## (1) 改正事由

改正前の保険契約法によると、保険契約者に保険約款の重要内容を知らせなければならないというふうな、単純に規定していたため、保険者の保険約款に関する説明義務の有無に対し多くの議論があった。これに対し、改正法には① 保険者に対し、その説明義務があることを明示的に示したことにその意味があるし、保険者が保険約款の交付及び明示義務を違反した場合、保険契約者に② 保険契約が成立した日から、3ヶ月以内に契約の取消権を行使できるようにしたことにも、その意味がある。取消権の行使期間を3ヶ月に延長したのは、保険契約者の権益を保護するためである。

## (2) 評価及び批判

今回の改正には、次の点において残念なところが幾つかある。まず、取消権行使の起算点を保険契約が成立した日から起算させたことを挙げることができよう。最近のドイツの保険契約法においては、保険契約者による撤回権の行使時において、その起算点を保険証券と保険約款等の契約条件などが、保険契約者に到達した時点を目安に、過去の申込モデル (Antragmodell) から証券モデル (Policenmodell) に変えられ、保険契約者の保護に一層細心な配慮をしている。もちろんドイツの場合は、保険者が説明義務を違反したときには、本質的に保険契約は締結したものではないと把握し、また撤回権の行使時期も起算していなかったとみているのと大きな違いがあるのである。また、説明義務に違反した場合、保険契約者が取消権を行使していないときには、商法のみならず、約款規制及び公正取引に関する法律 (以下、約款規制法という) が重疊的に適用されると判断している判例の意義を改正法に反映していなかった側面も、なお残念なところである。商法の規定だけを適用すれば、取り消すことができるにもかかわらず取り消さない場合は、たとえ説明しなかったとしても、その内容は契約の内容になる。一方、約款規制法に従えば、説明しなかったものは契約に編入しないため、商法とは反対の見解をとっている。そのため、大法院は、これらが重疊的に適用されると判示したのである。

## 2) 消滅時効期間の延長 (第662条)

現行法	改正法
第662条 (消滅時効) 保険金額の請求権と保険料または積立金の返還請求権は 2年間、保険料請求権は 1年間行使しないときは、消滅時効が完成する。	第662条 (消滅時効) 保険金請求権は 3年間、保険料または積立金の返還請求権は 3年間、保険料請求権は 2年間行使しないときは、時効によって消滅する。

### (1) 改正事由

改正前の保険契約法は、その消滅時効期間を保険金請求権、保険料または積立金返還請求権は 2年、保険料請求権は 1年としていたが、これは比較的短い期間であって、保険者及び保険契約者が、その権利を行使するには困難な場合があると、判断したためである。

### (2) 評価及び批判

消滅時効期間を延長することにより、保険者及び保険契約者の不利益を軽減することができること

を期待している。しかし問題は保険関連の消滅時効を定めておきながら、その起算点を確認しえないところにあるのである。もちろん民法第166条第1項の一般規定によれば、消滅時効は「その権利を行使することができるときから進行する」といった原則を適用することができるであろう。判例<sup>1</sup>は、保険事故時説の立場をとりながらも、例外的に保険事故了知説をとっているため、このような判例の趣旨をも、規範化する必要がある。しかし一般的保険の場合における保険事故と、責任保険における保険事故とにおいて、保険金請求権を行使し得る起算点が保険の特性によって、その取扱いが異なってくる余地があるところに注意する必要がある。責任保険の場合、第三者に対する法律上の損害賠償責任が生ずるときから起算するとみて、弁済・承認・和解または裁判の方法によって確定されることにより、保険金請求権を行使することができるときから進行するとみるのが相当である、と判示している。<sup>2</sup>

ドイツの場合は、消滅時効と関連して必要な場合には、これを具体的に明文化しているのである<sup>3</sup>。

### 3) 生命保険者の責任規定の整備（第730条）

現行法	改正法
第730条（生命保険者の責任） 生命保険契約の保険者は、被保険者の <u>生命</u> に関する保険事故が発生したときには、約定した保険金額を支払う責任を負う。	第730条（生命保険者の責任） 生命保険契約の保険者は、被保険者の <u>死亡、生存、死亡と生存</u> に関する保険事故は発生したときには、約定した保険金を支払う責任を負う。

#### (1) 改正事由

生命保険は、死亡、生存と死亡を保険事故とすることができるにもかかわらず、改正前には、生死混合保険及び生存保険の根拠条項として、養老保険及び年金保険に関する規定を別途設けていた。

保険金の分割支払は、人保険の共通の特質であるため、人保険の通則において、保険金の分割支払に関する根拠づけを用い、生命保険は、死亡・生存・死亡と生存を保険事故として取り扱うことができるよう明白に規定し、また養老保険及び年金保険に関する規定を削除した。

#### (2) 評価及び批判

人保険の通則的な概念を明白にすることにより、その他の各論において不要な規定を設ける必要はなく、養老保険及び年金保険条項を削除したのは規定の明確化を図るためには好ましい方向であろう。

<sup>1</sup> 大法院2001. 12. 28. 宣告 2001다61753判決

<sup>2</sup> 大法院2002. 9. 6. 宣告 2002다30206判決

<sup>3</sup> その他にも、証明責任と関連して、明文を置いてある。これは、韓国の保険契約法と、異なるところである。

## 2. 保険編の共済またはその他の契約への準用規定の改正（第664条）、文言を修正する形での改正（第638条、第655条、第726条）

現行法	改正法
<p>第664条（相互保険への準用） この編の規定は、その性質に反しない限りにおいて、相互保険に準用する。</p> <p>第638条（意義） 保険契約は、当事者の一方が約定した保険料を支払い、相手方が財産または生命、もしくは 身体に関し、不確定な事故が生じる場合に、一定の<u>保険金額</u>その他の<u>給付を行う</u>ことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>第655条（契約の解止及び保険金額請求権） 保険事故が発生した後であっても、保険者が、第650条、第651条、第652条及び第653条の規定により、契約を解除したときには、保険金額を支払う責任はなく、既に支払った保険金額の返還を請求することができる。ただし、告知義務に違反した事実または危険の顕著な変更、あるいは増加した事実が保険事故の発生に影響を及ぼさないことが証明されたときには、<u>このかぎりでない</u>。</p> <p>第726条（再保険への適用） この節の規定は、再保険契約に準用する。</p>	<p>第664条（相互保険、共済等への準用） この編の規定は、その性質に反しない範囲において、相互保険、<u>共済、その他これに準ずる契約</u>に準用する。</p> <p>第638条（保険契約の意義） 保険契約は、当事者の一方が約定した保険料を支払い、財産または生命、あるいは身体に、不確定な事故が生ずる場合に、相手方が一定の<u>保険金</u>やその他の<u>給付を行う</u>ことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>第655条（契約の解止及び保険金請求権） 保険事故が発生した後であっても、保険者が、第650条、第651条、第652条及び第653条により、契約を解除したときには、保険金を支払う責任はなく、既に支払った保険金の返還を請求することができる。ただし、告知義務に違反した事実または危険が顕著に変更され、もしくは増加された事実が保険事故の発生に影響を及ぼさなかったことが証明された場合には、<u>保険金を支払う責任を負う</u>。</p> <p>第726条（再保険への準用） この節の規定は、<u>その性質に反しない範囲において</u>、再保険契約に準用する。</p>

### （1） 改正事由

単純な文言修正に当たる第638条、第655条及び第726条の改正は、内容上の変更ではなく、法文の明確化を図るために条文の文脈や法律用語を変更したに過ぎない。ただ第664条に関しては、そもそもこの規定は、商法保険編（第4編）の適用範囲を定めているものであるが、今回の改正においてその適用範囲をさらに拡大した。すなわち、保険契約法を営利保険、相互保険、共済及びその他これに準ずる契約に準用させることにより、その適用対象が明らかになったのみならず、共済等の類似保険などに今まで判例を通じて認められてきた契約等の対象を拡大したのである。

### （2） 評価及び批判

共済は同じ職場、職業または地域的共通点を有する者に生ずる偶然の事故に対し、金員を提供する側面においては保険に類似するが、人的構成員を特殊な範囲で限定する側面においては、保険と異なる。共済を一般的に類似保険とも呼んでいるが、共済において用いられている約款が保険で用いられている約款とほとんど同様であることから見ても、これらを区別して取り扱う理由は特になくである。

う。もっとも問題は残る。すなわち、監督に関し保険業は金融委員会や金融監督院の監督を受けるのに対し、共済は実際にその部署が属している主務官庁の監督を受けることになっているため、保険が有している危険の分散原理に対する専門的な監督を受けにくい側面があるのも事実である。<sup>4</sup> これは保険の場合に照らして均衡を失することであろう。このような問題は、共済が保険のような金融サービスを提供はしているものの、非専門的機関が監督することにより非効率的に運営される余地を残るものである。

また、共済会を許可する業務が各部署に分散されており、監督も共済会の目的に従って該当部署がそれぞれ異なるため、これを効率よく監督するのが現実的に必ずしも容易なものではない。場合によっては、共済会が金融サービスを提供しながら保険での危険の引き受けのような災難共済をしているが、これを非専門的機関が監督しているため、監督の死角地帯になっているのが現実である。

もっとも、このような問題を解決するため、部分的ではあるが、保険業法第193条の規定で金融委員会の協議要求権を定めているが、これは根本的な解決ではないのである。

### 3. 新設

#### 1) 保険代理商等の権限規定（第646条の2 新設）

現行法	改正法
<p>〈新設〉</p>	<p>第646条の2（保険代理商等の権限）① 保険代理商は、次の各号の権限を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険契約者から、保険料を受領する権限</li> <li>2. 保険者が作成した保険証券を保険契約者に交付する権限</li> <li>3. 保険契約者から、申込、告知、通知、解止、取消等の保険契約に関する意思表示を受領する権限</li> <li>4. 保険契約者に、保険契約の締結、変更、解止等の保険契約に関する意思表示をする権限</li> </ol> <p>② 第1項の規定にかかわらず、保険者は、保険代理商の同項各号の権限のうち、一部を制限することができる。ただし、保険者は、前述の権限制限を理由に 善意の保険契約者に対抗することができない。</p> <p>③ 保険代理商でないにもかかわらず、特定の保険者のため、継続的に保険契約の締結を仲介するものは、第1項第1号（保険者が作成した領収証を、保険契約者に交付した場合に限る）及び第2号の権限を有する。</p> <p>④ 被保険者や保険受益者が保険料を支払う、もしくは保険契約に関する意思表示をする義務がある場合には、第1項から第3項までの規定を その被保険者や保険受益者にも適用する。</p>

<sup>4</sup> たとえば、韓国地方財政共済会は、韓国地方財政共済法により、安全行政部の監督・規制の下にある。

## (1) 新設事由

改正前の保険契約法には保険代理商等、保険者の補助人に対し、その権限を定めた規定がなかったため、保険契約者がこれらのものに行使した申込等の意思表示やこれらのものに交付した保険料との関係で保険者と保険契約者間の紛争の原因となっていた。改正法は、このような問題の解決を図り、保険代理商の権限に関する規定を設けたのである。

保険代理商に保険料受領権、保険証券交付権、申込、解止等の意思表示の通知権、受領権を付与し、また特定の保険者のために継続的に保険契約の締結を仲介するものに保険者が作成した領収証を交付することを前提として、保険受領権と保険証券交付権を認めるなど、保険者の補助人の権限を明確にした。なお、保険者と保険代理商との間の権限に関する内部的制限を善意の保険契約者に対抗できないとすることにより、保険契約者の保護を図っているのである。

## (2) 評価及び批判

新設された第646条の2（保険代理商等の権限）は商法第87条の代理商に関する規定の特別規定である。特に第2項において、保険代理店に対しその一部の権限を制限する場合であっても、善意の保険契約者に対抗できないとすることにより、保険契約者を保護するための措置を置いてある。これは包括的代理権を有する支配人の代理権の制限を定めた商法の規定と同様の趣旨であろう。

同条の新設を通じ、保険代理商に保険契約締結との関連で一定の権限を与えることにより、既に存在していた告知受領等に関する紛争の余地が大きく減少されると思われる。特に、保険仲介代理店と保険締約代理店とを区別をしなかったため、もたらされた保険契約者側の不利益が相当な程度改善されるであろう。ただ同条第3項において「保険代理商でないにもかかわらず、特定の保険者のため、継続的に保険契約の締結を仲介するもの」で限定して定めているため、保険募集人である保険設計士に保険料受領権<sup>5</sup>と保険証券交付権は認めるものの、申込み、解除等の意思表示の通知権、受領権は認めていなかったために、保険を販売する現場においては、なお保険代理商と保険設計士とを、区別して接近する不便をもたらしている。<sup>6</sup>

ドイツの場合は、保険代理商の委任を受けている使用人も同一の代理権を有するとみて、実際の現場において保険を販売するものと、法律をもって定めている保険代理商との権限を区別しないから、これによってもたらされた不利益を保険契約者が感受する必要はないとする。しかし、韓国の改正法の趣旨は依然として保険代理商と保険設計士の権限を区別して判断するため、保険契約上、告知受領権の問題は残されたままである。そこで、保険設計士には上記したような代理権がないだけでなく、契約締結権もないため、現場において問題はなおも常存することになる。

---

<sup>5</sup> これは、既に、判例（大法院1989. 11.28. 宣告88다카33367判決）を通じ、保険料仮受証を利用して一種の第1回保険料受領権を認めている。

<sup>6</sup> 判例は、依然として、これを認めていない（大法院1979. 10.30. 宣告79다1234；大法院1998. 11.27. 宣告98다32564判決）。

## 2) 家族に対する保険代位の禁止規定（第682条第2項 新設）

現行法	改正法
<p>第682条（第三者に対する保険代位） 損害が第三者の行為によって生じた場合、保険金額を支払った保険者は、その支払った金額の限度において、その第三者に対する保険契約者または被保険者の権利を取得する。ただし、保険者が補償する保険金額の一部を支払った時には、被保険者の権利を害しない範囲内において、その権利を行使することができる。</p>	<p>第682条（第三者に対する保険代位）① 損害が者の行為によって発生した場合、保険金を支払った保険者は、その支払った金額の限度において、その第三者に対する保険契約者または被保険者の権利を取得する。ただし、保険者が補償する保険金の一部を支払った場合には、被保険者の権利を侵害しない範囲内において、その権利を行使することができる。</p> <p>② <u>前項の規定による保険契約者や被保険者の権利が、これらのもと生計を共にする家族に対する権利であるときは、保険者は、その権利を取得することができない。ただし、損害がその家族の故意によって発生した場合には、この限りでない。</u></p>

### (1) 新設事由

改正前の保険契約法は保険者が代位権を行使することのできる第三者の範囲を制限していなかったため、保険事故の発生に責任のある保険契約者または被保険者の家族に対しても、代位権の行使が可能になり、結局、保険契約者または被保険者が保険契約により保護されない場合があった。

そこで、改正法は損害を引き起こした第三者が保険契約者または被保険者と生計を共にする家族であった場合には、その家族の故意によって事故が発生した場合を除き、保険者が代位権を行使することができないように改善したのである。

### (2) 評価及び批判

改正後の第682条第2項は生計を共にしている家族に対する代位権の行使を禁止することにより、保険受益者を手厚く保護しようと期待される規定である。同項の趣旨は、既に通説・判例において、認められていたもので、これを改正法に盛り込んだのはすこぶる妥当な判断であったと思われる。なぜなら経済的生活共同体に保険者代位を許容するとすれば、結果的に被保険者は保険金を取得することができず、保険契約を締結した意味や実益がなくなってしまうからである。したがって、私はこの改正法の趣旨を支持する。

## 3) 責任保険被保険者による賠償請求事実通知義務違反により増加された損害に対する免責規定（第722条第2項 新設）

現行法	改正法
<p>第722条（被保険者の事故通知義務） 被保険者が、第三者から賠償請求を受けた時には、遅滞なく、その通知を保険者に発送しなければならない。</p>	<p>第722条（被保険者の賠償請求事実通知義務）① 被保険者が、第三者から賠償請求を受けた時には、遅滞なく、その通知を保険者に発送しなければならない。</p>

	<p>② <u>被保険者が前項の通知を怠り、損害が増加した場合には、保険者はその増加した損害を補償する責任を負わない。ただし、被保険者が第657条第1項の通知を送付したときには、この限りでない。</u></p>
--	---

### (1) 新設事由

改正前の保険契約法は、責任保険の被保険者が被害者から賠償請求を受けたときには遅滞なくその通知を保険者に発送するようにはしていたが、その通知をしなかった場合の効果に関しては何の規定もなく、ただ解釈上の議論がなされていたにすぎなかった。

そこで改正法は責任保険の被保険者がその通知を怠ることによって増加した損害に対しては、保険者がその責任を負うことなく、また責任保険の被保険者が既に同法の規定に従い、保険事故発生のお知らせをしたときにはその通知をしなくてもよいとしているのである。

### (2) 評価及び批判

今回の改正において、通知義務違反時における保険者の責任範囲を明確することにより、被保険者の利益と保険者の利益の間に均衡をなす範囲で解釈上の議論を解決できると期待される。これは通説と判例の見解を立法化したものである。

通知しなかったことによって増加された損害に対し、保険者は保険金を控除したり、求償できたりすることを考えるとこれは妥当な結論であろう。

## 4) 保証保険規定（第726条の5から第726条の7 新設）

現行法	改正法
〈新設〉	<p>第726条の5（保証保険者の責任） 保証保険契約の保険者は、保険契約者が被保険者に契約上の債務不履行または法令上の義務不履行により被らせた損害を補償する責任を負う。</p> <p>第726条の6（適用除外） ① 保証保険契約に関しては、第639条第2項但書を適用しない。</p> <p>② 保証保険契約に関しては、保険契約者の詐欺、故意または重大な過失がある場合であっても、被保険者に、これに対する責任事由がないときは、第651条、第652条及び第659条第1項の規定を適用しない。</p> <p>第726条の7（準用規定） 保証保険契約に関しては、その性質に反しない範囲において、保証債務に関する「民法」の規定を準用する。</p>

## (1) 新設事由

改正前の保険契約法には保証保険に関する定めはなく、今までは保証保険の有する保証及び保険の両面性により、保証保険に関する法律関係が不明確なままであった。そこで保証保険に関する節(改正法の第7節)を新設し、保証保険者の責任、保険編規定のうち、保証保険の性質上、その適用が不適切と判断される規定の適用除外、および民法上の保証に関する規定を準用することにしたのである。

## (2) 評価及び批判

保証保険とは、被保険者と特定の法律関係を有する保険契約者との間における債務不履行によって、主な契約上の債権者である被保険者が被ることになる損害を補償を保険者が引き受ける保険である。要するに、名称は保険であるが保険契約者の債務履行に関する保証契約に類似する性格を有するのである。従って保証保険は韓国民法第441条以下の保証に関する規定を準用していたし、その性質からも保険契約法上の一部の規定を適用することができないとの特異性を有する。本新設規定は、明示的に適用が除外される保証保険に関する権利義務関係の明確性を再考するのに役立つと思われる。しかし、第726条の7は「その性質に反しない範囲において」民法の規定を準用すると定めているので、未だその適用可否は具体的な事例によるといった問題が残っている。

## 5) 保険金の分割支払規定 (第727条第2項 新設)

現行法	改正法
第727条 (人保険者の責任) 人保険契約の保険者は、生命または身体に関する保険事故が生じた場合には、保険契約の定めるところにより、 <u>保険金額その他給与</u> をする責任を負う。	第727条 (人保険者の責任) ① 人保険契約の保険者は、被保険者の生命、もしくは身体に関する保険事故が生じた場合に、保険契約の定めるところにより、 <u>保険金あるいはその他の給与</u> を支払う責任を負う ② <u>前項の保険金は、当事者間の約定に従い、分割して支払うことができる。</u>

## (1) 新設事由

保険金の分割支払は人保険において共通の特質であるから、人保険の通則に保険金分割支払に関する根拠規定を設けた。従来は年金保険に限り 分割支払に関する根拠規定が存在したわけであるが、第735条の2 (年金保険) が削除される際にこれを通則に置くことで、その根拠条項を設けたのである。

## (2) 評価及び批判

今回の改正において、年金保険に関する規定を削除するとともに人保険の一般的な特徴を持った規定を明文化したのは望ましい改正であろう。

## 6) 心神耗弱者に対する生命保険の加入許容（第732条但書 新設）

現行法	改正法
<p>第732条（15歳未満者等に対する契約の禁止）</p> <p>15歳未満者、心神喪失者または心神耗弱者の死亡を保険事故とした保険契約は、無効とする。</p>	<p>第732条（15歳未満者に対する契約の禁止）</p> <p>15歳未満者、心神喪失者または心神耗弱者の死亡を保険事故とした保険契約は、無効とする。<u>ただし、心神耗弱者が保険契約を締結し、もしくは第735条の3の規定による団体保険の被保険者となる際に、その意思能力がある場合には、この限りでない。</u></p>

### （1） 新設事由

改正前の保険契約法によると、15歳未満者、心神喪失者または心神耗弱者の死亡を保険事故とした保険契約を無効とし、精神障害者は障害の程度を問わず、生命保険の契約の締結が不可能であるとしていた。しかし改正法は心神耗弱者本人が、直接保険契約を締結したり、もしくは団体保険の被保険者となる際に意思能力があると認められれば、生命保険契約の被保険者になれるとすることにより、経済活動を通じ、家族を扶養したりまた生計を補助する心神耗弱者の遺族の生活安定に資しようとするものである。

### （2） 評価及び批判

改正法において、心神耗弱者に対する生命保険契約の締結の可能性の道を開いたことは、法制度上、一步前に進んだことであろう。精神疾患関連の病症を一括的に見て、補償を忌避したり、保険の引き受けを拒絶したりすることを内容とする約款は、保険の本質的性格に適合せず、またこれを根拠に加入拒絶事由とし、一括的に適用すること自体、違憲の余地があると思われる。

改正法により心神耗弱者<sup>7</sup>に生命保険契約の道を開いたにもかかわらず、精神疾患等<sup>7</sup>の概念を広く解釈することで、これらのものすべてを疾病保険等の保険加入から差別しようとする保険者の態度には問題が多い。なお、商法第732条は単に心神耗弱者という用語を使用しているが、これは具体的ではなく、また客観的でもない。常習的ではなく時々精神科疾患で投薬と治療を受けたからと言って、これを商法上の心神耗弱者であると断定してはならないであろう。精神的障害者ないし精神疾患者を抽象的かつ漠然に心神喪失者と心神耗弱者とに繋げ、同一の法的取扱をするのには根本的な問題があると思う。これに対する規範的確認も必要であろう。

<sup>7</sup> 心神耗弱者、心神喪失者といった用語は、民法では、もはや使用していない概念である。心神耗弱者または心神喪失者が家庭法院の審判を得て、制限能力者となるのは、別個の問題であろう。したがって、最近では、この用語を、民法理論とは別個の独自の概念で把握しようとしている。

## 7) 生命保険における保険者の免責事由の具体化（第732条の2第2項 新設）

現行法	改正法
第732条の2（重過失による保険事故） 死亡を保険事故とする保険契約において、その事故が保険契約者または被保険者あるいは保険受益者の重大な過失により生じた場合であっても、保険金額を支払う責任を免れることができない。	第732条の2（重過失による保険事故等）① 死亡を保険事故とする保険契約において、その事故が保険契約者または被保険者あるいは保険受益者の重大な過失により生じた場合であっても、保険者は保険金を支払う責任を免れることができない。 ② 二以上の保険受益者のうち、一部が故意によって被保険者を死亡させた場合、保険者は他の保険受益者に対する保険金支払い責任を免れることができない。

### （1） 新設事由

改正前の保険契約法は、生命保険上、二人以上の保険受益者のうち、一部が故意で被保険者を死亡させた場合、他の保険受益者に対する保険者の責任問題に関する規定を置いていなかった。

そこで改正法は二人以上の保険受益者のうち、一部が被保険者を死亡させた場合、保険者に他の保険受益者に対する責任を負わせることにしたのである。

### （2） 評価及び批判

改正法は生命保険契約において遺族の保護の強化を図ろうとする趣旨のようであり、保険受益者が多数の場合、その保険受益者の一部の者による保険事故への不正な寄与により、他の保険受益者の保険受益権に不利益が生じないようにしようとする趣旨でもあるため、多数の保険受益者間における紛争が少なくなる結果になるであろう。これは実務における慣行として行われてきたものを立法化したものである。

ただ、保険者が支払うべき保険金の中で故意によって保険事故を引き起こした者に支払うべき金額を減して支払うのか、それとも有責の保険受益者を除き、他の保険受益者に均等または相続分に従って支払うのかに対する疑問は残る。ドイツの場合、保険契約法第160条第3項の規定により、保険受益者によって取得されていなかった権利は保険契約者に帰属すると定めている。すなわちその部分は保険者の責任ではないとするのである。

思うに保険受益者が多数の場合は、共同相続による場合であれ、保険契約者が積極的に保険契約者を多数指定した場合であれ、そのいずれの場合や理由を問わず取得しない、あるいは取得することのできない保険金は少なくとも残りの受益者や保険契約者に帰属するとするのが望ましいであろう。

## 8) 団体保険における被保険者の書面同意規定（第735条の3第3項 新設）

現行法	改正法
第735条の3（団体保険） ① 団体が、規約に従い、構成員の全部または一部を被保険者とする生命保険契約を締結する場合には、第731条を適用しない。	第735条の3（団体保険） ① 団体が、規約に従い、構成員の全部または一部を被保険者とする生命保険契約を締結する場合には、第731条を適用しない。

<p>② 前項の保険契約を締結したときには、保険者は、保険契約者に対してのみ、保険証券を交付する。</p>	<p>② 前項の保険契約を締結したときには、保険者は、保険契約者に対してのみ、保険証券を交付する。</p> <p>③ <u>第1項の保険契約において、保険契約者が、被保険者またはその相続人でないものを、保険受益者として指定したときには、団体の規約において明示的に定めのある場合を除き、その被保険者の同意を得なければならない。</u></p>
---	--

## (1) 新設事由

団体保険は他人の生命保険であるにもかかわらず、現在、他人の書面同意を得させる規定の適用が排除されている。これは生命保険契約の対象が団体の構成員であるため、その便利性を考慮したものであると思われる。ただ、団体保険の保険契約者が自己を保険受益者として指定した場合には、被保険者たる構成員の同意が必要であるかに関し、解釈上の議論があるところである。

団体保険において、保険契約者が被保険者でないものを保険受益者として指定した場合には、団体の規約において明示的に定めていない限り、被保険者の書面による同意を得るようにし、勤労者の生命や身体に対する侵害可能性の恐れを払拭しようとするところに、今回の改正の意義があるであろう。

## (2) 評価及び批判

今回の改正は団体保険において、団体構成員たる被保険者の同意を得るようにすることにより、遺族の利益とともに、団体構成員の利益を保護する趣旨であることが窺える。事実上、保険契約者が保険受益者となる生命保険においては、道徳的弛緩現象が起こりうる可能性を潜んでいる。たとえ団体保険であっても、このような道徳的危険を払拭することはできないから、被保険者の書面上の同意を得るように明文規定を設けたことは望ましい方向であろう。また団体保険の本質上、その保険金に対する利益は、保険契約者側よりも、勤労者の福利増進という次元で被保険者側の遺族にあるとみるのが相当であるから、敢えて自己のために団体保険契約を締結する場合には、他人の同意を得るのが、当然のことであろう。もっとも団体規約をもって異なる定めをすることもできるようになっているが、ここで「異なる定め」というのは被保険者の同意の可否に対する定めなのか、それとも同意の方式に対する定めなのか、また、保険者が被保険者またはその相続人でないものを保険受益者として指定しようと定めた、それ自体を意味するのかが明白でないため、依然として解釈上の議論の余地は残っている。

## 9) 疾病保険規定（第739条の2及び第739条の3 新設）

現行法	改正法
<p>〈新設〉</p>	<p>第739条に2（疾病保険者の責任） 疾病保険契約の保険者は、被保険者の疾病に関する保険事故が生ずる場合、その保険金やその他の<b>給与を支払う</b>責任を負う。</p> <p>第739条の3（疾病保険に対する準用規定） 疾病保険に関しては、その性質に反しない範囲において、生命保険及び傷害保険に関する規定を準用する。</p>

## (1) 新設事由

改正前の保険契約法には疾病保険に関する規定を置いていなかったため、ひたすら約款と解釈によって規律し、その具体性が必ずしも十分ではなかった。そこで疾病保険者の責任を明文化し、生命保険や傷害保険に関する規定を準用させることにより、法律関係に関する紛争においてその根拠条項としての役割を果たすことが期待されている。

## (2) 評価及び批判

本条は疾病保険において、保険者の責任および準用規定等、疾病保険に関する法律関係を明文化することにより、その明白性を高め、それまでの約款による解釈に依存してきたために生じていた頻発する法的紛争を解決するのに役立つことが期待されて設けられた規定であろう。

疾病保険は契約法的側面からは、人の身体や生命に関する保険に当たるため、これを人保険として把握するにはあまり無理はないであろう。ただ傷害保険のように、人保険の損害保険化現象は排除できないであろう。もう一方の側面では、疾病保険に関する規定に十分な具体性がなく、はたして特定事案における根拠条項としての意味が十分にあるのか、に対しては懐疑的である。さらに保険業法上、第三保険商品として分類された疾病保険の特殊性に照らし、治療費等、実損保障部分による保険給付の特徴を認識せざるを得ず、損害保険的な要素をどのような方式で解釈すべきかも、なお立法的課題として残る。現在は傷害保険に関する規定も完備されておらず、生命保険に関する規定を準用するようになっており、これらが連鎖的に繋がり、疾病保険の場合、傷害保険に関する規定を準用する意味がほとんどないに等しい。日本の場合は傷害保険と疾病保険を区別し詳細な規定を置いてあるが、これはおそらく公保険体系との関係、すなわち社会保険との関係でこのような特徴をなしていると思われる。韓国の状況を鑑みると、むしろ日本の立法的方向と類似しているように思われる。もっとも韓国の保険編において傷害保険に関する規定は十分とは言えないのだから、これに対する整備を優先的に行うことが必要であろう。

## 4. 削除

生命保険は死亡、生存、生存と死亡を保険事故とすることができるにもかかわらず、改正前の保険契約法は生死混合保険および生存保険の根拠条項として、養老保険および年金保険に関する規定を、別途設けている。しかし改正法は生命保険は死亡、生存そして死亡と生存を保険事故とすることができることを明白に規定する一方、以下のように養老保険および年金保険に関する規定を削除したのである。

- 1) 養老保険に関する規定の削除（第735条）
- 2) 年金保険に関する規定の削除（第735条の2）

#### IV. 今後の発展方向

今回の改正を受けて、各界各層からの声が高くなっている。特に保険詐欺に関する規定を設けなかったことと、保険契約当事者の最大善意性原則を含まなかったことに関しての声が高い。保険秩序を乱し、社会的費用を過度に要求する保険詐欺防止対策の次元で、保険詐欺に関する規定を設けようとする努力が刑法と保険契約法、そして保険業法分野において継続的になされてきたのである。しかしながら保険詐欺に関する規定を設ける前に、各法領域において定義する詐欺の概念が異なり、またその範囲も異なることにより、これに対する議論と確定がまず必要である。

また民法における信義誠実原則と比較される概念としての、保険契約における最大善意の原則は、保険契約の特性に当たる射倂契約性に有来する英米法系の原則である。したがって、私法の一般原則が、既に不変の原則として存在するのであるから、これを敢えて最大善意という表現をもって明文化を図る必要はなく、これに関する改正意見は、立法的表現の一方法として理解すれば十分であろう。上記の2つの争点は特にドイツやイギリスの立法例を、象徴的な例示として取り上げたものである。

一方、最大争点の対象であり既に判例において確立し、また比較的合意を得るに至ったと思われた告知義務の手動化（答弁義務化）は、今回の改正から除外された。これは既に判例で認められているのみならず国際的な整合性という観点からみても改正が必ず必要であったにもかかわらず、改正の対象にならなかったことはすこぶる遺憾である。また傷害保険の規定を明確にする必要性は共感されながらも、これに関する規範的な明確化がなされることなかった。したがって傷害保険に関する大幅な改正への努力がさらに必要であろう。

最近ヨーロッパにおいては「ヨーロッパ保険契約法原則」(Principles of European Insurance Contract Law ; PEICL) が設けられ、公式的公表のみが残っている状況にあり、なかでもイギリスは、2012年消費者保険法(The Consumer Insurance Act, 2012)を制定し、ドイツは100年間維持されてきた保険契約法(Versicherungsvertragsgesetz ; VVG)を2007年にほぼ全面制定といっても過言ではないほど改正した。そして日本の場合には2008年に商法典から保険契約法を分離し、単独法として保険法(平成20年・6・6、法律第56号)を制定したのである。

現在韓国は近時の国際的傾向をうまく分析し、保険先進国の一員になれる保険契約法への発展方向を模索しなければならない課題を抱えている。保険契約法の発展のためには、上記の国家等の最新立法例の動向を確認しながら、合理的な法規範を完備すべきであろう。

以上